

【 手術 】

122 ペリプラストPコンビセット組織接着用又はボルヒール組織接着用の算定について

《令和6年4月30日》

○ 取扱い

- ① 次の手術時のペリプラストPコンビセット組織接着用又はボルヒール組織接着用の算定は、原則として認められる。
 - (1) 硬膜切開を伴う開頭術又は脊髄手術
 - (2) 弁形成術（1弁）
 - (3) 腹腔鏡下手術
- ② 次の手術時等のペリプラストPコンビセット組織接着用又はボルヒール組織接着用の算定は、原則として認められない。
 - (1) 指創傷処理、指創傷処置時
 - (2) 乳房切除術時

○ 取扱いを作成した根拠等

ペリプラストPコンビセット組織接着用及びボルヒール組織接着用の添付文書の効能・効果は、「組織の接着・閉鎖（ただし、縫合あるいは接合した組織から血液、体液又は体内ガスの漏出をきたし、他に適切な処置法のない場合に限る）」であり、保険診療上の取扱いとして、単なる止血を目的としての使用は不可とされている（昭63.4.18保険発35）。

①に掲げる手術時においては、これらの医薬品を使用することで、手術縫合部や切断面又は切離面からの血液や体液の漏れ、肺などの切断面からの空気漏れを防ぐことが可能である。

また、食道領域、肝・胆・膵、大腸領域の吻合部リークを防ぐことも可能である。

以上のことから、①に掲げる手術時の算定は原則として認められると判断した。

一方、②に掲げる手術時等においては、医療上の必要性は認められず、また、上記の添付文書の効能・効果及び保険診療上の取扱いからも、原則として認められないと判断した。